

富山市県外通学助成事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号）第24条の規定に基づき、富山県外の大学等へ進学する富山市在住者の転出を抑制することを目的に、鉄軌道で通学する者に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 富山市在住者 富山市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 通学定期券 富山市内の駅から富山県外の学校へ通学するための鉄軌道の学割の定期券をいう。
- (3) 大学生等 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に規定する大学院、大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校（ただし4年生以上に限る）の学生

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、富山市在住者で、通学定期券を購入し、富山市内の駅から通学する大学生等とする。ただし、令和3年4月1日以降は、令和3年3月31日までに本補助金の交付決定を受けたことがある者に限る。

(補助金の額及び交付)

第4条 補助金の額は、1月当たり3,000円に、通用期間の月数を乗じて得た額とし、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(交付申請)

第5条 規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富山市県外通学助成事業補助金交付申請書（様式第1号）及びその他市長が必要と認める書類に、次に掲げる書類を提示して、市長に申請しなければならない。

- (1) 富山市在住者であることを証する身分証明書
 - (2) 大学生等であることを証する書類
 - (3) 補助金の交付を受けようとする期間の通学定期券
- 2 前1項の申請は、定期券の通用期間の残期間が1ヶ月未満となった日から行うことができる。
- 3 前1項の申請は、定期券の通用期間の最終日から3月以内に行わなければならない。
- 4 前1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律等に関する法律（平成3年法律第77号）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (3) 富山市新幹線で通学推進事業補助金交付要綱による同一の通用期間の補助金の交付を受けている者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき補助金の交付をすることが不相当であると認められる者

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定するものとする。この場合において、申請者に文書を交付して通知するものとする。

- 2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手續を併合するものとする。
- 3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市県外通学助成事業交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条に規定する通知の後、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取り消し）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。
- (3) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、交付決定者に対して、文書を交付してその返還を請求することができる。

- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。